

事業に参加される皆様へ

(公社) 京都府助産師会 会長
丹所 紀代子

警報発令時、災害時の事業開催に関する取り決め

1、警報発令時刻と基本的対応

* 午前7時（京都市内）

- ・ 警報発令中・・・10時からの事業中止
- ・ 警報解除・・・10時からの事業開催
- ・ 警報未発令（事業中発令の恐れあり）・・・始業1時間前に参加確認の連絡をいたします。

* 午前10時 警戒発令又は発令中・・・午後の事業中止

警戒解除・・・午後からの事業開催

警戒未発令（事業中発令の恐れあり）・・・始業2時間前に参加確認の連絡をいたします。

* 事業開催中に警報発令された場合は、担当者の指示に従って速やかに安全に帰宅してください。

2、震度5以上の地震の場合もすべての事業を中止いたします。

3、通常の開館時間と連絡先

平日 10時～15時

075-841-1521

4、事業代表者 連絡先 : チラシ等でご確認ください。

* ご注意

当会の運営において、会館常勤の事務員はおりません。よって警報発令時の場合、事務処理終了後会館は閉館となり、お問い合わせ等にお答えできなくなります。京都府助産師会ホームページの「大切なお知らせ：警報発令時の事業変更」紫バナー、あるいはトップページに中止等の掲載をいたしますので、そちらで開催のご確認をしてください。

詳細はチラシ等の事業代表者の連絡先にお問い合わせください。